

# 市・都民税申告にお持ちいただくものなど

課税課市民税係 ☎042-497-2040

受付会場にお越しの際は、マスクの着用など新型コロナウイルス感染症感染拡大防止にご協力をお願いします。

## 印鑑・筆記用具

印鑑は認印でも可能です。



※受付会場の3密を回避するため、例年より待合席を減らしております。状況によっては会場の外でお持ちいただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 市・都民税申告書

昨年、市・都民税の申告をした方などに、1月下旬に郵送する予定です。窓口でもお渡ししている他、市ホームページ(右記QRコード参照)からダウンロードすることもできます。



## 個人番号(マイナンバー)が記載された書類と本人確認書類

マイナンバーカードまたは通知カード(マイナンバー記載の住民票でも可)と本人確認書類(下記参照)を提示してください。扶養親族の方のマイナンバーも記載が必要となりますので、あらかじめ正しい番号の確認をお願いします。

【本人確認書類】運転免許証、パスポートなどの顔写真付きの証明書。上記がない場合は、健康保険証や年金手帳など2つ以上の書類が必要。



愛称:マイナちゃん

## 申告時に留意していただきたいこと

- ◆扶養親族(16歳未満含む)、障害の等級などの人的控除の記入をお忘れなく
- ◆配当所得等の確定申告をする方は住民税の申告を分けることができます  
住民税が賦課決定する日(納税通知書が送達される日)までに、確定申告書とは別に、住民税(市・都民税)の申告書を提出していただくことにより、所得税と異なる課税方式(申告不要制度適用・総合課税・申告分離課税)を選択することができます。詳しくは市ホームページをご覧ください(右記QRコード参照)。



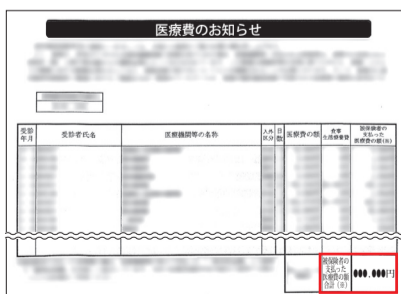
## 医療費のお知らせ(医療費等通知書)は医療費控除に使用できます

医療費等通知書は、医療費控除に使用することができます。下記のとおり発送済みまたは発送予定ですのでご確認ください。

- ◆国民健康保険
  - 令和元年11月診療分～令和2年6月診療分＝令和2年12月に送付済み
  - 令和2年7月～10月診療分＝令和3年2月中旬から下旬に発送予定
- ◆後期高齢者医療
  - 《医療費等(10割)が5万円を超える月のある方》
  - 令和元年9月診療分～令和2年8月診療分＝令和3年1月末日ごろ

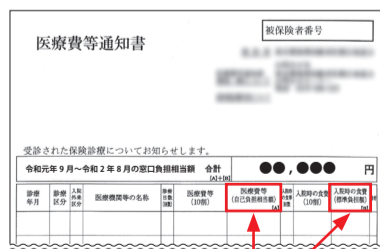
に発送予定  
実際にご自身が負担された額と異なる場合(公費負担医療や高額療養費など)は、その金額を差し引くなどご自身で額を訂正して申告していただく必要があります。また、記載されていない診療月などはご自身で明細書を作成してください。なお、差額ベッド代などの保険適用外は含まれていません。☎保険年金課国保係 ☎042-497-2047、保険年金課高齢者保険係 ☎042-497-2050  
※医療費控除に関することは課税課市民税係 ☎042-497-2040へお問い合わせください。

### 国民健康保険



「被保険者の支払った医療費の額合計(※)」の金額を申告してください。

### 後期高齢者医療



「自己負担相当額」と「標準負担額」の合計金額を申告してください。

(注) 画像はいずれもイメージです。

## 所得・控除を証明する書類

- ◆所得…令和2年分の収入がわかるもの(給与・公的年金等の源泉徴収票、報酬などの支払調書など)。  
※源泉徴収票などは、一度お預かりしたら原則返却はできません。他にも提出先がある場合は、事前にコピーをとっておいてください。
- ◆控除…障害者手帳、学生証、課税となる方は控除額証明書(社会保険料(※1)、医療費控除の明細書(※2)、生命保険料・地震保険料の証明書)など。  
(※1)控除額(支払額)がわからない場合は、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料は保険年金課、介護保険料は高齢支援課で支払額の確認書を発行しています。また、前年の支払額の確認は電話確認や郵送請求ができます。お手元に保険証の番号や納税通知書の通知書番号等をご用意のうえ、ご連絡いただくか、市役所、松山・野塩出張所にて窓口交付することができます(保険証、免許証などの本人確認書類を持参)。なお、国民年金保険料については、年金事務所にお問い合わせください。  
(※2)医療費控除の明細書(一覧表)は、ご自身で医療機関ごとに合計金額を計算し、作成してください。医療費集計フォームは国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/>)からダウンロードすることもできます。

## 税制改正に伴う主な変更事項について

- 給与所得控除の改正  
給与所得控除が10万円引き下げられました。また、控除額の上限が適用される給与等の収入額が1,000万円から850万円に、控除額の上限額が220万円から195万円に引き下げられました。
- 公的年金等控除の改正  
公的年金等控除が10万円引き下げられました。また、公的年金等の収入金額が1,000万円以上の控除に1,955,000円の上限が設定されました。さらに、公的年金等以外の所得金額が1,000万円を超える場合の控除額が引き下げられました。
- ひとり親控除の創設及び寡婦(夫)控除の改正  
婚姻暦や性別に関らず、同一生計である子(総所得額等48万円以下)を有する単身者(合計所得金額500万円以下に限る)について、控除額30万円のひとり親控除を適用します。これ以外の寡婦については、引き続き26万円の寡婦控除を適用し、子以外の扶養親族を有する寡婦については合計所得金額500万円以下の所得制限を設定します。住民票上で未届の妻、未届の夫、その他にこれらと同一内容に該当する方は対象外です。
- 基礎控除の改正  
基礎控除が10万円引き上げられました。合計所得金額が2,400万円を超える場合は、3段階で遞減し、2,500万円を超える場合は適用外となります。
- その他  
詳しい改正内容や、その他の改正内容は、市ホームページをご覧ください(右記QRコード参照)。



## 要介護認定等をお持ちの方へ～医療費控除・障害者控除の対象ではありませんか？

- ◆医療費控除  
対施設サービス＝①介護老人保健施設や介護療養型医療施設の利用者の一部負担額・食費及び居住費負担額②特別養護老人ホームの介護費、食費、居住費の自己負担額の合計額の2分の1に相当する額。  
○居宅サービス＝訪問看護・訪問リハビリなどの医療系サービスの自己負担額。また、これらの居宅サービスに併せ同月に利用した訪問介護などの利用者一部負担額。  
○おむつ代＝傷病により6か月以上寝たきりで、医師の治療を受け、おむつを使用している方(医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要。2年目以降は基準を満たせば市で証明が発行できる場合があります)。

※いずれも申告時には「医療費控除の明細書」の作成と添付が必要。  
◆障害者控除  
対65歳以上で介護保険の要介護認定を受け、要介護3以上の方。または要介護1以上の寝たきり度や認知症度の高い方で、身体障害者と同等の程度と認められる方  
※申告時に市が発行する証明書が必要です。交付申請書(高齢支援課で配布または市ホームページからダウンロード可)を直接窓口または郵送で高齢支援課へ。  
☎医療費控除について＝課税課市民税係 ☎042-497-2040、おむつ使用証明書・要介護認定者の障害者控除について＝高齢支援課介護サービス係 ☎042-497-2080